

第4編 ちゅうがっこうにゅうがくじゅんび 中学校入学準備のために

中学校入学準備のために

せいかつほごほう せいかつふじょ いちじふじょ しきゅう
生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程、特別支援学校中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。この頁において同じ。）への入学準備に必要な費用（学生服・カバン・靴等の購入費）を支給します。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度中学校に入学される方	
し 支	きゅう 給	がく 額	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」	
		区 分	内 容	支 給 額
		入学準備金	入学時の学生服、カバン、靴等	81,000円以内
【参考】入学準備金以外に、生活保護法による「教育扶助」（P.32）として下の表の経費が支給されます。				
		区 分	内 容	基 準 額
		基 準 額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費
		学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等	
		教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）	
		学校給食費	保護者が負担する学校給食費	
		校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	
		通学交通費	通学に必要な最小限度の額	
		学習支援費	課外クラブ活動費	
				月額5,100円
				月額1,000円以内
				実費支給
				実費支給
				実費支給
				実費支給 (年間上限額 59,800円以内)
と 問	あわ い	さき せ先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）にお問い合わせください。	
び 備	こう 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.35）の支給を受けられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。		

※表中の金額は令和3年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

第4編

中学校入学準備のために

中学校入学準備のために

ぼしふしかふふくししきんかしつけきんしゅうがくしたくしきん
母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に入学されるお子さんを扶養されている方
かし 貸 付 額	子ども1人につき81,000円以内
しん 申 請 時 期	入学前
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
しん 申 請 手 続	<p>※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にご相談ください。</p> <p>申請書に必要な事項を記入し、次の①～⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類 ② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ③ 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ④ 印鑑登録証明書 ⑤ 扶養の事実についての証明書 ⑥ 所得を証明する書類 ⑦ 所定の誓約書兼同意書 <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び 備 考	

※表中の金額は令和4年3月現在のもので、変更となる場合があります。